公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年7月20日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第3号

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の給与に関する規程の一部を改正す る規程

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の給与に関する規程(2019年4月規程第76号)の一部を次のように改正する。

(改正前) (改正後	)
------------	---

## 別表第2 (第4条関係)

(1), (2) 略

(3) (1)及び(2)以外のもの

区分	月額
1 級	223,800円
2 級	210,000円
3 級	194,800円
4 級	180,000円
5 級	177,800円
6 級	164,600円

区分	月額
継続した勤務が1年以	181,000円
内のもの	
継続した勤務が1年を	182,000円
超え2年以内のもの	
継続した勤務が2年を	183,000円
超え3年以内のもの	
継続した勤務が3年を	185,000円
超え4年以内のもの	
継続した勤務が4年を	186,000円
超えるもの	

附則

この規程は、公布の日から施行し、2021年4月1日から公布する。